

【業務継続計画】

部名	建設部		課名	道路管理課	
S 新たに発生する業務					必要人員
なし					0人
A 継続業務					必要人員
【道路維持管理事業】					13人
【道路除排雪事業】					(冬)15人
B 縮小業務					必要人員
【許可・承認業務】					5人
・窓口を縮小し、対応しうる限りの事務を執行					(3人はA
【苦情・相談等窓口業務】					と重複)
・来庁以外での対応（電話、メール等での対応）					
C 休止業務					
【各協議会・各道路整備促進期成同盟会等の業務】					
・関係者に中止（延期）を電話等で連絡					
【道路整備に係る施工協議、地権者交渉等の業務】					
・関係者に中止（延期）を電話等で連絡					
【市道認定等に係る業務】					
・関係者に中止（延期）を電話等で連絡					
【工事及び建設関連業務委託の検査及び監督業務】					
・請負者に電話、メール等で指示、連絡					
使用中止施設					
なし					
S～Bの業務を実施するための体制					
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足		
39人	23人	15人 (冬)17人	8人 (冬)6人		
【職員が不足の場合の対応】					
建設部内外に応援を要請する。					
専門的なスキルや資格を必要とする業務					
なし					
今後の課題					

【受付対応マニュアルの整備】

苦情、要望等を受付ける市民対応専門窓口には、業務担当課の職員を十分に貼り付けできないので、頻りに交代する他部の応援職員でも、正確で円滑に対応できるような受付対応マニュアルの整備を図る必要がある。

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	建設部	課名	交通政策課
S 新たに発生する業務			必要人員
<p>【交通対策係，交通計画係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事業者等（バス協会，鉄道・バス・タクシー）からの情報収集及び情報提供 ・インフルエンザ感染拡大を防止する目的で運休することとなる公共交通機関の情報を収集する。 ・公共交通機関の運行（運休）状況についての市のホームページ等で情報提供を行う。 ○ 中断，中止する事務事業に係る対応 ・業務を中止，中断することについての，指示，周知が必要となる。 			5人
A 継続業務			必要人員
なし			0人
B 縮小業務			必要人員
<p>【交通計画係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築確認申請に伴う他法令等調査に係る確認業務】 ・建築確認申請に係る建築指導課の対応方針に合わせ，窓口を縮小し，対応しうる限りの事務を執行する。 ○ 駐車場に係る届出及び相談 ・届出については，来庁以外の方法（郵送，宅配便等）で実施。 ・相談等については，来庁以外の方法（電話，メール等）で対応。 ○ 都市計画道路に係る相談 ・来庁以外の方法（電話，メール等）で対応。 			3人
C 休止業務			
<p>【交通対策係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放置自転車撤去，返還業務 ・受託者に業務中止を指示。 ・返還業務中止を返還場所入り口への貼紙や市ホームページで案内。 ○ 駐輪場管理（盛岡駅前自転車駐車場・盛岡駅西口自転車等駐車場以外） ・自転車整理業務を中止とし，受託者に連絡。 ○ 駐車場管理（盛岡駅西口自転車等駐車場） ・定期カード等の発行を中止とし，貼紙や市ホームページで案内。 <p>【交通対策係，交通計画係】</p>			

- 交通政策に係るPR業務（自転車利用促進，バスの日まつり等）
 - ・ イベントを中止し，市ホームページ等で周知。
- 交通政策に係る会議等（総合交通施策懇話会，盛岡市地域公共交通会議等）
 - ・ 中止あるいは延期とし，関係者に周知。なお，場合により郵送やメール等で会議を代替。

【交通計画係】

- 工事関係
 - ・ 工事を中止あるいは延期とし，請負業者等関係者に指示及び周知。
- 都市計画道路変更事務に係る説明会等
 - ・ 中止あるいは延期とし，関係者に周知。

使用中止施設

【交通対策係】

- 盛岡駅前自転車駐車場
 - ・ 指定管理者に施設の閉鎖を指示。（自転車の出庫対応のみ行う）
 - ・ 閉鎖を施設入口への貼紙や市ホームページ等で案内。
 - ・ 周知が図られる，駐車自転車がなくなるまで指定管理者職員を配置し対応。
- 盛岡駅西口自転車等駐車場（無人施設）
 - ・ 閉鎖を施設入口への貼紙や市ホームページ等で案内。（自転車の出庫のみ行う）

S～Bの業務を実施するための体制

職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足
13人	8人	8人	0人

【職員が不足の場合の対応】

なし

専門的なスキルや資格を必要とする業務

なし

今後の課題

対応マニュアルの整備

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は，欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は，業務継続計画に基づきS，A，Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	建設部		課名	道路建設課	
S 新たに発生する業務					必要人員
なし					0人
A 継続業務					必要人員
【道路整備に関する苦情・相談等窓口業務】業務係・街路係・道路第一・第二係 ・来庁以外での対応（電話・メール等）。					2人
B 縮小業務					必要人員
【庶務経理事務・工事関係業務】業務係・街路係・道路第一・第二係 ・感染状況により支払先から事前に電話連絡等で了解を得た上で、支払いを延期する。 ・施工中の工事箇所の規模縮小の対応業務。					5人
C 休止業務					
【道路整備に係る地元説明会・懇話会・勉強会】街路係・道路第一係・道路第二係 ・関係者に中止・延期を電話等で対応。					
【道路整備に係る地元折衝】 ・関係者に境界立会い・交渉の中止（延期）を電話等で連絡。					
【道路工事及び建設関連業務委託の検査・監督業務】 ・請負業者に作業状況を確認の上、工事の一時休止と工事箇所の安全確保を電話等で連絡。					
【道路工事に係る関係者との現場立会い】 ・関係者に立会い休止を電話等で連絡。					
使用中止施設					
なし					
S～Bの業務を実施するための体制					
職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足		
25人	15人	7人	8人		
【職員が不足の場合の対応】 建設部内から応援により対応。					
専門的なスキルや資格を必要とする業務					
工事設計・施工管理・監督等業務					
今後の課題					
課内対応マニュアル策定					

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	建設部	課名	河川課
S 新たに発生する業務			必要人員
なし			0人
A 継続業務			必要人員
【災害等の対応業務】 ・ 降雨時における水門操作，油事故等緊急対応 ・ 地震時，大雨時の災害対応			6人
B 縮小業務			必要人員
【河川等の整備・管理等の業務】 ・ 河川・水路の維持管理業務 ・ 河川・水路の業務委託・工事の発注業務 【河川等の占用許可，各種審査等の業務】 ・ 窓口等を縮小し，対応しうる限りの事務を執行 【苦情・相談等の窓口業務】 ・ 来庁以外での対応（電話・メール等での対応） 【土砂災害等に関する周知業務】 ・ ハザードマップの配布は郵送等とする			3人
C 休止業務			
【北上川ダム管理協議会等の業務】 ・ 関係者に中止（延期）を電話等で連絡 【河川改良等に係る地元説明会，施工協議等】 ・ 関係者に中止（延期）を電話等で連絡 【河川改良等の委託，工事】 ・ 請負業者に作業状況を確認の上，工事等の一時中断と箇所安全確保を電話等で連絡			
使用中止施設			
なし			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
14人	9人	9人	0人

<p>【職員が不足の場合の対応】</p> <p>建設部内の他課からの応援により対応</p>
<p>専門的なスキルや資格を必要とする業務</p> <p>なし</p>
<p>今後の課題</p> <p>なし</p>

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	建設部	課名	用地課
S 新たに発生する業務			必要人員
なし			0人
A 継続業務			必要人員
なし			0人
B 縮小業務			必要人員
【用地取得・補償事務】 ・来庁以外（電話・メール・郵送等）での対応 【境界立会申請及び境界同意申請受付・相談】 ・来庁以外（電話・メール・郵送等）での対応 【法定外道路占用許可事務】 ・来庁以外（電話・メール・郵送等）での対応			4人
C 休止業務			
【用地取得・補償事務】 ・地権者等への訪問による交渉（中止または延期を電話等で連絡する。 【土地境界現場立会】 ・申請中の関係者等との現場での立会（中止または延期を電話等で連絡する。 【用地取得事務】 ・交渉中の地権者に対応できない旨を電話等で連絡する 【土地境界現場立会い】 ・申請中の関係者等に対応できない旨を電話等で連絡する。			
使用中止施設			
なし			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足
20人	12人	4人	8人
【職員が不足の場合の対応】			
なし			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
なし			
今後の課題			
対応マニュアルの整備			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	建設部	課名	建築住宅課
S 新たに発生する業務			必要人員
なし			0人
A 継続業務			必要人員
なし			0人
B 縮小業務			必要人員
<p>【住宅係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅入退去に関する各種申請・届出等 ・市営住宅使用料等の収納 ・指定管理者等への指導及び相談 ・市営住宅の修繕 <p>1 市営住宅の入退居に関する各種申請・届出等は郵送方法に変更し，業務の継続に努める。（市営住宅に関する窓口業務等（指定管理者の業務を含む）は，感染の拡大を防止するため，原則停止とする。）</p> <p>2 市営住宅使用料等収納事務は，人員体制を縮小し，事務の内容を調整する。</p> <p>3 指定管理者に対する指導及び相談事務は，人員体制を縮小し，事務の内容を調整する。</p> <p>4 市営住宅の修繕（指定管理者の事務を含む）は，人員体制を縮小し，優先度に応じて対応する。</p>			3人
C 休止業務			
<p>【建築係，機械設備係，電気設備係】</p> <p>1 設計における課内業務と委託業務については，依頼課や委託設計事務所と協議の上，中断する。</p> <p>2 工事監理における請負業者との工程及び施工等の打合せについては，業者に事情を説明の上，打合せの中止及び延期について連絡する。</p> <p>【住宅係】</p> <p>1 市営住宅に関する窓口業務等（指定管理者の業務を含む）は，感染の拡大を防止するため，原則停止とする。</p> <p>2 指定管理者と協議の上，以下の項目について中断・中止・延期を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅定期募集 			
使用中止施設			
なし			

S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足
27人	16人	3人	13人
【職員が不足の場合の対応】 部内対応			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
【建築係, 機械設備係, 電気設備係】 ・ 建築設計, 監理事務等			
今後の課題			
特になし			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は, 欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は, 業務継続計画に基づきS, A, Bの業務を実施するために必要な職員数